

教育委員会提出議案

第1号議案

豊島区文化財の登録について

上記の議案を提出する。

令和6年1月9日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区文化財の登録について

豊島区文化財の登録について、次のとおり決定する。

1. 根拠法令

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号による

2. 審議事項

(1) 豊島区文化財の登録

①有形文化財（考古資料）

名 称 染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）出土遺物

数 量 出土遺物1件

（縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世、近世から近代の遺物）整理箱6箱

所 有 者 豊島区

3. 登録の理由

別紙「答申書（写）」の通り

（説 明）

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号の規定により、豊島区文化財保護審議会に、文化財の登録について諮問したところ、別紙のような答申を得た。

よって豊島区文化財保護条例第7条の規定により文化財を登録するため、本案を提出する。

答 申 書

写

豊島区文化財保護審議会

令和5年12月22日

豊島区教育委員会 様

豊島区文化財保護審議会
会 長 菊池 徹夫



豊島区文化財の登録について（答申）

令和5年7月25日付、5豊教庶発第992号をもって諮問がありました、豊島区文化財の登録について、豊島区文化財保護審議会において、令和5年9月5日と同年12月22日の2回にわたり審議を行った結果、下記の通り意見が一致したので答申します。

記

1. 登録件名

(1) 有形文化財（考古資料）

名 称	染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）出土遺物	1 件
所有者	豊島区	
管理者	豊島区教育委員会	

このことについて、諮問のとおり登録することに異議ありません。

有形文化財

1. 名称 染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）出土遺物
2. 数量 出土遺物 1 件（縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世、近世から近代の遺物）整理箱 6 箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所有者 豊島区
5. 管理者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料「ア 各時代の遺物・遺跡で学術的価値のあるもの」および「イ 区の歴史上重要と認められるもの」に該当する。
7. 登録理由

登録する遺物は、1996（平成 8）年に実施した染井遺跡の発掘調査による出土遺物である。

調査した地点は染井遺跡のうち津藩藤堂家の染井屋敷の範囲内に位置する。染井屋敷は下屋敷とその周囲の抱え地からなる六万坪を超える敷地があり、本地区は中心的な屋敷空間がある下屋敷地の一角にあたる。

発掘調査は約 500 平方メートルを対象としており、密集する植栽痕と、複数の柱穴列や溝状遺構などの区画施設が発見された。ここで発見された区画施設は本地区と隣接する敷地での発掘調査でも延長線上で続きが検出されており、本地区周辺が庭園と屋敷空間の境界領域にあたることわかる。

出土した遺物は、近世の陶磁器・土器を中心とした日常生活用具、屋根瓦や壁土、釘などの建築部材とともに、縄文時代や弥生時代の土器、古代の須恵器や土師器、中世の土器、近代の陶磁器やタイルなどがある。

磁器では肥前産、陶器では肥前産、瀬戸・美濃産、京・信楽産、備前産、丹波産などさまざまな産地の焼き物があり、日常生活用具を主体とする多様な器種が含まれる。また、16 世紀後葉から 17 世紀初頭のかわらけや内耳鍋、須恵器や土師器、縄文時代中期から後期の土器の破片が散見される。

出土した遺物は総点数970点余のうち3分の2が表土・攪乱層と近代の整地層から出土している。また、遺物がまとまって出土した遺構はなく、遺物がすべて小破片であることも本地区の特徴である。これは調査地点が植栽の集中する庭園であるため廃棄行為があまり行われなかったこと、植栽の植樹や抜根、整地作業が繰り返されたことに起因すると推測される。

本地区出土遺物は、近世以降の庭園の整備やその後の土地利用により原位置を留めているものは少ないが、この地域の土地利用の過程を反映したものであるとともに、当地に近世以前の遺跡が存在した可能性を示す貴重な資料である。

8. 参考資料 『染井X XIV 東京都豊島区・染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）の発掘調査』 豊島区教育委員会 2012年3月